

企業版ふるさと納税を活用した新医療システム社会実装事業運営業務仕様書

1 業務概要

- (1) 名称 企業版ふるさと納税を活用した新医療システム社会実装事業運営業務
- (2) 期間 契約日から令和 8 年 3 月 3 1 日

2 用語の定義

本仕様書における用語を次のとおり定義する。

「本事業」とは企業版ふるさと納税を活用した新医療システム社会実装事業のことをいう。

「本業務」とは本事業の運営業務のことをいう。

「助成対象者」とは本事業の助成を受けることができる者のことをいう。

「検診機関」とは本事業の検診（「大腸内視鏡検査」及び「胸部 C T 検査」）の実施が可能な医療機関のことをいう。

「関係機関」とは人間ドックに相当する検診を実施する各機関のことをいう。

3 目的

がんの中でも罹患率、死亡率の高い「大腸がん」「肺がん」について、高精度の検査の費用を助成し受けやすくすることで、がんの早期発見、早期治療につなげる。また、得られた検査データを研究機関に提供することにより、現行のがん検診における検査方法の見直しをめざし、地域医療の更なる発展に寄与する。

4 助成対象者及び検診内容

(1) 助成対象者

助成対象者は次の要件をすべて満たす者とする。

ア 30 歳から 69 歳までの米子市民

イ 本事業の助成を受けようとする同一年度（毎年 4 月～翌年 3 月）に保険者の行う人間ドックに相当する検診、又は市が実施するがん検診において、肺がん検診、大腸がん健診及び胃がん検診をすべて受診し、肺がん検診及び大腸がん検診において検査結果が「異常なし」であった者

※30 歳から 39 歳までの者には適用しない

ウ 同一年度に本事業による検診を受けたことがない者

(2) 検診内容

ア 大腸内視鏡検査

イ 胸部 C T 検査

5 委託内容

(1) 契約

本業務の委託契約は単価契約とし、本事業において実施した検診 1 件（大腸内視鏡検査と胸部 C T

検査をセットとして受診することを基本とする。)あたりの単価とする。

(2) 検診機関との委託契約及び調整

受託者は、検診機関と委託契約を結び、本事業の実施枠の調整及び検診業務に対する支払いを行う。その他、検診機関及び関係機関と本業務の実施について必要な調整及び協議を行う。

(3) 周知広報及び受診勧奨

受託者は、広く市民へ周知広報を行い、検診機関及び関係機関と連携し助成対象者へ勧奨を行う。周知広報及び勧奨を行う媒体は任意とし、公表前に本市の内容確認を受けること。本業務に係る制作物の作成及び通信運搬費用は、受託者が負担するものとする。その他、必要な場合は検診機関及び関係機関と調整を行う。

(4) 問い合わせ対応

受託者は、本事業に係る市民、検診機関及び関係機関からの問い合わせに対応する。

(5) 受診者数及び各データのとりまとめ

受託者は、検診機関より受ける検診実施データを元に受診者数、年齢・性別、検診結果及びその他本市が指定する項目について統計データとしてとりまとめ、本市に提出する。なお、個人情報を含むものは、紙媒体で提出すること。

また、健診結果については研究機関に情報提供を行うこと。

6 再委託

(1) 全部再委託の禁止

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

(2) 一部再委託の制限

受託者は、本業務の一部を再委託するときは、事前に再委託内容、再委託先等を書面に記載の上、本市に申請し、その承諾を得ること。また、再委託先においても、本仕様書の内容を遵守させなければならない。

7 報告

毎月 10 日までに、前月分の業務実績を本市に報告すること。併せて、委託料支払請求書を提出すること。なお、報告書及び請求書は任意様式とし、報告は個人情報を含むものを除き、電子媒体により行うこととする。

8 委託料の支払い

毎月の業務実績報告及び委託料支払請求書に基づき支払いを行う。なお、本市は請求書の受領後 30 日以内に、当該請求書に係る委託料を支払うものとする。

9 情報管理

(1) 情報の提供

本業務の遂行にあたり、本市が必要と認めた情報に限り、受託者に提供する。

(2) 情報の取扱い

ア 本業務に関して知り得た事項について、漏洩してはならない。本業務の委託契約終了又は解除

後においても同様とする。

イ 本業務における情報を改ざん及び破損してはならない。

ウ 本業務を実施するにあたって個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律等関係法令、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守すること。

(3) 情報の漏洩

情報の漏洩が発覚した場合は、速やかに本市に報告すること、また、本市及びその他必要な機関と協力し事態の収拾に努めること。

10 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、本業務に関し本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

11 その他

(1) 受託者は、本事業に係る法令を遵守すること。

(2) 受託者は、本事業の目的及び意図を十分に理解した上で、誠意を持って本業務を遂行すること。

(3) 受託者は、本業務の遂行にあたり、必要に応じて本市と協議を行うこと。また、本事業の目的遂行のために必要な企画を提案すること。

(4) 本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、承認を得た上で作業を実施すること。

(5) 受託者は、契約締結後、速やかに次のものを本市に提出し、承認を受けること。

ア 事業計画書

イ 業務実施体制調書又は業務実施体制図

ウ 業務フロー図

エ その他、本市が必要とするもの

別記

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約による契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。